

12月のハイライト

欧州委員会は、8つの遺伝子組換え生物（GMO）のすべてについて食品/飼料への使用を承認した。これらは、次の通りである。トウモロコシ4品種、ダイズ2品種、ワタとアブラナそれぞれ1種であるが、これまで通り栽培は認めていない。ゲノム編集による新品種は、遺伝子組換えのものと同じに扱うとする2018年の決定については、フィンランドの農業大臣 Jari Leppa 氏は、評議会は「既存の法律を更新するオプション」に関する研究を要請し、「必要であれば、委員会は GMO 指令を修正する提案を提出する準備をしなければならない」と述べており、2018年の立法の正当性を研究するよう求めている。「研究の結果を考慮して、適切であれば提案を提出すべき」と述べている。

オーストラリア・ニュージーランド食品基準（FSANZ）は、新しい育種技術（NBT）を使用して開発された食品の最終レビューを公表した。分野により見解は異なるが、新育種技術（NBT）由来の食品の安全性と規制については、現在の定義には明確性がなく、今後の目的に適合しないことに賛意を示した。このように遺伝子編集作物の利用に関して正しい論議が進んでいると見られるので今後注目したい。

いもち病耐性遺伝子やイネの育種に CRISPR-Cas を使うことで研究期間の短縮を図った研究が行われ、この手法の応用が広く行われている。一方、遺伝子組換えによる耐疫病性ジャガイモの有用性やヒヨコマメの新育種が行われ、実用が近くなっていることは、新技術の農業への貢献がますます大きくなっていると言える。